多彩な人材の活用等による教育の推進事業(新型コロナウイルス感染症関連)フローチャート

事業計画書の提出はできません

Q 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度中に、教職員等に係る追加的な 人件費は発生しましたか。

【該当する具体例】

「新型コロナウイルス感染症の影響」の例

- ・休校期間中の未指導分について、その後、補講を実施したために発生したもの
- ・休校期間中にオンライン授業を実施したために発生したもの

「教職員等に係る追加的な人件費」の例(詳細については、別紙をご覧ください。)

- ・令和2年度当初から、教科を担当する非常勤講師を新たに採用した場合
- ・令和2年度当初から、業務量の増に対応するため、事務職員を雇用した場合
- ・以前から雇用していた非常勤講師の週当たりの担当単位数を増加させた場合

【該当しない具体例】

- ・新型コロナ感染症の影響に起因しないもの
- ・オンライン授業を実施にともなう、タブレット購入費用やアプリケーション費用
- ※補助の対象は教職員を雇用した人件費や講師派遣に伴う委託料に限ります。

発生せず

Q 2 , 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度中に、<u>教職員等の派遣</u> <u>(委託契約)に係る追加的な委託料</u>が発生しましたか。

【該当する具体例】

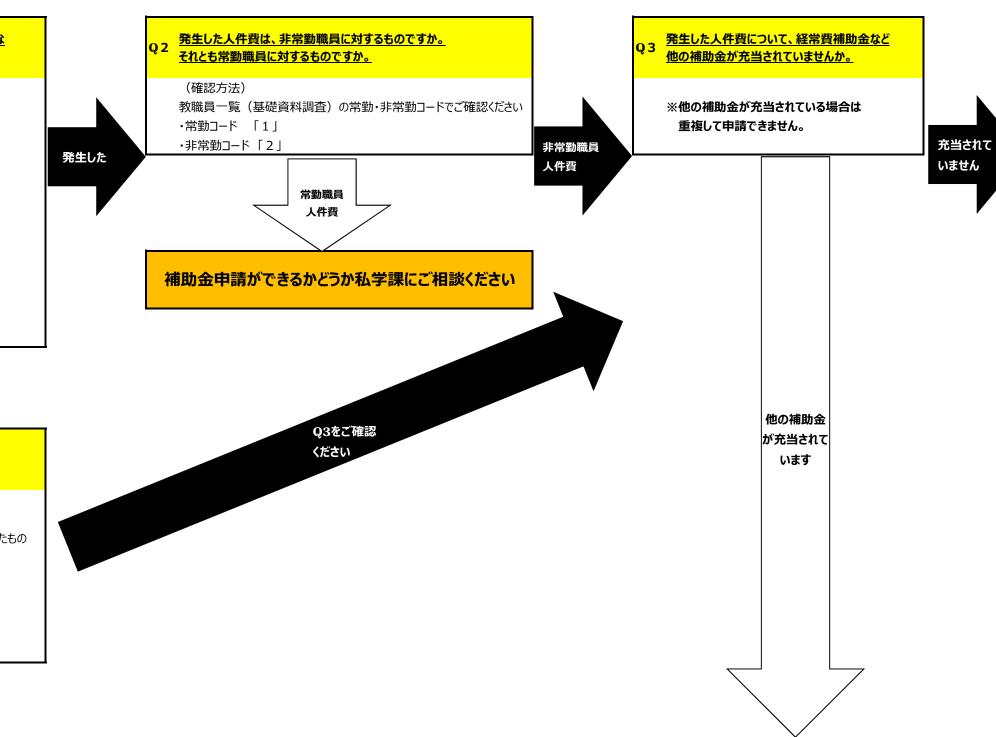
「教職員等の派遣(委託契約)に係る追加的な委託料」の例

- ・休校期間中の未指導分について、外部講師に委託し、補講を実施したために発生したもの
- ・休校期間中に、外部講師に委託し、オンライン授業を実施したために発生したもの

【該当しない具体例】

- ・新型コロナ感染症の影響に起因しない委託料
- ・オンライン授業を実施にともなう、講師派遣以外の委託料
- ※補助の対象は教職員を雇用した人件費や講師派遣に伴う委託料に限ります。

発生せず



事

計

画

書

の

提

出を

お

願

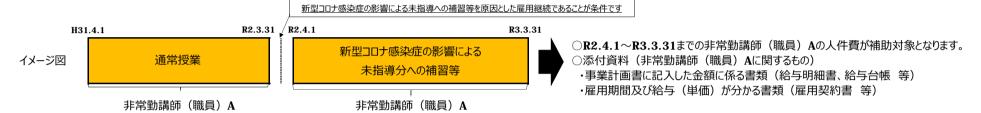
L1

ま

教職員等に係る追加的な人件費のイメージ図及び添付資料について

令和2年度当初から、教科を担当する非常勤講師を新たに採用した場合 令和2年度当初から、業務量の増に対応するため、事務職員を雇用した場合

同じ教職員を令和元年度以前から継続して雇用した場合



令和元年度と別の教職員を令和2年度より新たに雇用した場合



② 以前から雇用していた非常勤講師の週当たりの担当単位数を増加させた場合



- ○未指導分への補習(2単位/週)に係る非常勤講師Aの人件費が補助対象となります。 ▲ ○添付書類
- ・事業計画書に記入した金額に係る書類(給与明細書、給与台帳等)
- ・担当単位数が増加したこと及び1単位あたりの単価が分かる資料 (変更前後の雇用契約書 等)